

訪問介護事業者
介護予防型訪問サービス事業者 殿

宮崎市長 戸 敷 正
(公 印 省 略)

宮崎市訪問型家事援助サービス事業指定申請等について（通知）

本市では、宮崎市民長寿支援プランに基づき、住み慣れた地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）の充実を図っているところです。

現在、平成29年度から、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型家事援助サービス事業を8事業者で実施しているところですが、この度、当該事業の新規指定の申請を開始いたします。

つきましては、当該サービスの実施を希望される場合、指定申請の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、訪問型短期集中サービス（介護予防ヘルプサービス）の実施事業者を募集しており、訪問型家事援助サービスを含めた訪問介護事業所向けの研修会を8月に予定しております。なお、詳細は、後日お知らせいたします。

記

1 訪問型家事援助サービス（訪問A）

- (1)新規指定受付開始日：令和元年7月1日（月）
- (2)指定申請の留意事項は、宮崎市ホームページをご確認ください。

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

トップページ > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 >

【総合事業】宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者（訪問型サービス・通所型サービス）に係る指定届出様式

- (3)次の手数料が発生します。

手数料の名称	指定審査	指定更新審査
第1号事業者指定申請手数料	10,000円(1件につき)	5,000円(1件につき)

2 介護予防ヘルプサービス募集ページ

募集内容を宮崎市ホームページに掲載しております。

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

トップページ > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 >

令和元年度宮崎訪問型短期集中サービス（介護予防ヘルプサービス）の実施事業者を募集します。

文書取扱

宮崎市介護保険課地域包括ケア推進係 佐藤

TEL：0985-25-2111（内線3156）

FAX：0985-31-6337